

## 平成29年度山梨県手話通訳者養成事業実施要領

### 1 目的

この事業は、聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、聴覚障害者のコミュニケーションの手段である手話技術を習得させ、認定手話通訳者を養成し、もって聴覚障害者の福祉増進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は山梨県とし、企画、運営は社会福祉法人山梨県社会福祉事業団(山梨県立聴覚障害者情報センター)が行う。

### 3 受講資格

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者で、県内に居住し、手話通訳者認定試験を受けようとする者を対象とする。

### 4 課程区分

課程	会場	曜日・時間		受講対象者
中級課程 都留会場	いきいきプラザ 都留	木曜日 19時~21時 (土曜日)		手話奉仕員養成講習会を修了し、手話検定試験3級合格者 又は、同等レベルの技術 である方
中級課程 甲府会場	山梨県立 聴覚障害者情報 センター	金曜日 19時~21時 (土曜日)		
通訳課程 Ⅰ		木曜日 19時~21時	月1回 合同講義 (日曜日)	中級課程修了者、又は、 同等レベルの技術である方
通訳課程 Ⅱ		金曜日 19時~21時		手話通訳Ⅰ課程修了者
特別課程		日曜日 13時~16時 (土曜日)	平成29年度手話通訳者認定 試験を受験する方	

※曜日が異なる回がありますので、ご注意ください。

### 5 日程及び講習内容

別紙のとおり。

## 6 受講申込み

別紙様式1により、平成29年4月18日(火)までに、山梨県立聴覚障害者情報センター宛に申し込むこと。

### 【申込先】

〒400-0005

山梨県甲府市北新1丁目2-12 県福祉プラザ1階

山梨県立聴覚障害者情報センター

電話：055-254-8660

Fax：055-254-8665

## 7 受講者の決定

手話による面接を行い、受講回数等も考慮の上決定し、本人あてに通知する。  
尚、各課程のうち受講申込者数が少数の場合は中止とする。

## 8 受講料

無料（教材費は受講者の実費負担）

## 9 修了証書

各課程に定める講座回数の70%以上を受講した者に修了証書を交付する。